

## 第五種共同漁業権 遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第26号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単位に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご、いわな、にじます、こい、うなぎ、もろこ、おいかわ、うぐい、かじか及びあじめどじょうをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは第14条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第10条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域で、ウ欄の期間においては疑似餌釣り（ルアー・フライ・テンカラ）以外の漁具・漁法により遊漁してはならない。この場合においては、採捕した魚種の所持又は販売をしてはならず、その場で放流しなければならない。

ア, 魚 種	イ, 区 域	ウ, 期 間
にじます	阿木川ダム ・阿木川ダム湖えん堤下流端から上流 1,000mに設置された網場から上流の区域 ・阿木川えん堤下流 60m から下流の区域 ・岩村川えん堤下流 200m から下流の区域 ・湯壺川えん堤下流 20m から下流の区域	1月1日から 12月31日まで

(漁具・漁法の制限)

第4条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣〔餌釣、擬餌釣(ルアー・フライ・テンカラ)、友釣り、がり・ころがしをいう。〕に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法		規 模
手釣 竿釣	あゆ・あまご・ いわな・にじます	1本（あゆはリールの使用禁止） あゆ友釣りのあゆ掛け針は、3段以下4本以内、尾から7cm以内
	その他の魚種	3本以内

2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、それぞれ右欄の期間はこれを行ってはならない。

漁具・漁法	禁 止 期 間
がり・ころがし	8月15日以降で組合が定めて公示する日から12月31日まで。

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月11日以降で組合が定めて公示する日から12月31日まで
あまご い わ な	2月1日以降で組合が定めて公示する日から9月30日まで
にじます・こいもろこ うなぎ・おいかわ・かじか	1月1日から12月31日まで
う ぐ い	6月1日から翌年3月31日まで
あじめどじょう	9月1日から11月30日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示（及び岐阜新聞に掲載）してするものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア、区 域	イ、期 間	ウ、魚 種
付 知 川 藤山橋下流端から上流、宮の上橋下流端迄の区域 下野橋下流端から上流、樋ノ口橋下流端迄の区域 中 野 方 川 中日山荘横えん堤下流端から上流、 次のえん堤下流端までの区域	1月1日から 12月31日まで	あじめどじょう かじか
力 石 川 中野方川との合流点から、上流 500m 迄の区域 山 の 田 川 山の田橋上流端から、下流 100m 迄の区域	1月1日から 12月31日まで	あじめどじょう かじか もろこ
中 津 川 梶島橋下流端から、上流のえん堤下流端迄の区域 尾ヶ岩山荘のつり橋上流端から、下流 150m 迄の区域 阿 木 川 神の木橋下流端から上流 100m 迄の区域 柏 原 川 付知川の合流点から上流 300m 迄の区域 和 田 川 新寺橋下流端から上流、旧寺橋下流端迄の区域	1月1日から 12月31日まで  但し、うぐい、 おいかわは、 4月1日から 5月31日まで	あじめどじょう かじか うぐい おいかわ
落 合 川 本谷第3砂防ダム下流端から、下流 50m 迄の区域 温 川 第4砂防ダム下流端から、下流 50m 迄の区域 湯 舟 沢 川 第1砂防ダム下流端から、下流 50m 迄の区域 木 曾 川 中津川市山口地先の木曾川左岸の山口発電所放水口と 木曾川に直角する対岸とを結ぶ線から下流 100m 迄の区域	4月1日から 5月31日まで	うぐい おいかわ

外 洞 川 横吹2号橋下流端から上流、向山橋下流端迄の区域	1月1日から 12月31日まで	もろこ
川 上 川 西方寺えん堤下流端から上流、旧柳渡橋下流端迄の区域	4月1日から 5月31日まで	うぐい おいかわ
川 上 川 前平えん堤下流端から上流、三つ又地先のえん堤下流端迄の区域 木 曾 川 大井発電所えん堤上流端から下流、東雲橋上流端までの区域 木 曾 川 落合発電所えん堤下流端から下流 360m の間 寺 洞 川 県道恵那白川線の新道木橋から上流の区域 白 谷 付知川合流点の橋から上流、次のえん堤までの区域 が ま ん 沢 付知川合流点から上流の区域 下 小 路 谷 しもこうじ橋から上流の区域 長 根 川 長根橋から上流の区域 倉 狩 谷 しんでん橋から上流の区域 黒川谷・袖谷 新黒川橋から上流の区域 中 野 方 川 中野方町字大松に設置されている砂防えん堤から上流の区域 阿 木 川 国有林ゲートから上流の区域 阿木川ダム湖 阿木川ダム湖えん堤下流端から上流 1,000mに設置された網場迄の区域 阿木川ダム湖えん堤下流端から下流 400mに設置された取水堰迄の区域 阿木川えん堤の上流 20m、下流 60m の区域 岩村川えん堤の上流 40m、下流 200m の区域 湯壺川えん堤の上流 30m、下流 20m の区域	1月1日から 12月31日まで	全 魚 種

(釣り専用区)

第7条 次の表のア欄の区域においては、イ欄の期間中は、ウ欄の以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。

ア,区 域	イ,期 間	ウ,漁具・漁法
中 津 川 王子板紙横えん堤から上流 落 合 川 横挽えん堤から上流 川 上 川 ・弁天橋から下流、西方寺えん堤までの区域 ・森平用水取入えん堤から上流、田畑用水頭首工えん堤までの区域 阿 木 川 ・佐渡橋上流えん堤上流端から上流、恵中大橋までの区域 ・阿木川えん堤上流 20m から上流、駅南橋までの区域 阿木川ダム ・ダム湖内全域 付 知 川 ・青木戸川合流点から下流、さるとびの落ち込みまで ・杉渡瀬橋から上流、岡山橋までの区域 ・岡山橋から上流、見佐島橋下流 500mまでの区域 ・見佐島橋下流 500mから上流、新田瀬橋までの区域 ・稻荷橋から上流、若宮大橋までの区域 ・権四薙えん堤から上流	1月1日から 12月31日まで  但し、付知川・岡山橋から上流、見佐島橋下流 500mまでの区域は、1月1日から10月20日 17時まで	あゆ友釣り あまご・いわな・にじます ・こい・うなぎ・もろこ おいかわ・かじか・うぐい ・あじめどじょう(以下〔雑魚〕という)の餌釣り ・毛針釣り ・ルアー釣り

(子ども釣り専用区)

第8条 次の表の左欄の区域においては遊漁をしてはならない。ただし、中学生以下が右欄の漁法を用いる場合を除く。

区 域	漁具・漁法
四ツ目川 ・睦橋から上流、恵比寿橋までの区域	あゆ友釣り 雑魚の餌釣り

(全長制限)

第9条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未滿のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	15センチメートル
いわな	
にじます	
こい	20センチメートル
うなぎ	30センチメートル
うぐい	10センチメートル
ふな	6センチメートル

2 かじか卵は採取してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第10条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		日釣現場加算額
		日釣	年釣	
あゆ	手釣・竿釣	3,200円	12,500円	3,000円
雑魚	手釣・竿釣	1,100円	5,300円	1,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、高校生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		日釣現場加算額
		日釣	年釣	
あゆ	心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、女性の者	1,600円	6,250円	3,000円
	高校生以下	無料	無料	—
雑魚	心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、女性の者	550円	2,650円	1,000円
	高校生以下	無料	無料	—

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。

4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(特定釣漁場)

第11条 前条の規定にかかわらず、組合が、次の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

ア. 区 域	イ. 魚 種	ウ. 期 間	エ. 料 金
川 上 川 前平えん堤下流端から下流、 田畑用水頭首工えん堤上流端までの区域	にじます	1月1日から 12月31日まで	1人当りの放流量 にじます 1kg 2,000円
横 川 第三えん堤下流端から下流 副えん堤上流端までの区域			

(遊漁承認証に関する事項)

第12条

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第13条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第14条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第15条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、平成28年5月18日から施行する。

別記様式第1号(第12条関係)

遊漁承認証

(表) 年 釣 遊 漁 承 認 証	(裏)								
<p><b>漁 場 区 域</b> No.0000000000</p> <p>木曾川・関電位置埋堤の下流端より上流、 主要地方道中津川田立線と岐阜県・長野県 との交差点南端と中津川市山口五番地の1の 北東端を結ぶ線まで</p> <p><b>年釣遊漁承認証</b> 00,000 円</p> <p>有効期限 平成00年12月31日</p> <p>発行年月日 平成 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">〒</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">TEL</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">高校生・身障者番号・高齢者生年月日 ( )</p> <p>指定販売店名 <span style="float: right;">㊞</span></p> <p style="text-align: center;">恵那漁業協同組合      TEL0573-65-5118</p>	〒		住所		氏名		TEL		<p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>○本証は、本人以外は使用できません。 必ず見易い処に着用の事</p> <p>○本証は再発行しませんので、大切に して下さい。</p> <p>○当組合では事故の補償はしませんの で、釣りの際は注意して下さい。</p>
〒									
住所									
氏名									
TEL									

(表) 日 釣 遊 漁 承 認 証	(裏)																
<p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">No.0000000000</p> <p style="text-align: center;"><b>平成0年度・鮎遊漁承認証(日釣証)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%; height: 40px;"></td> <td style="width: 25%; height: 40px;"></td> <td style="width: 25%; height: 40px;"></td> <td style="width: 25%; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>曜日</td> <td></td> </tr> </table> <p>遊漁料金 0000 円現場の場合は 0000 円増しとする</p> <p>減免の場合、高校生・身障者番号・高齢者生年月日 ( )</p> <p>取扱者 <span style="float: right;">㊞</span></p> <p style="text-align: center;">発行者 恵那漁業協同組 TEL 0573-65-5118</p> <hr/> <p style="text-align: center;">監視確認証</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%; height: 30px;"></td> <td style="width: 25%; height: 30px;"></td> <td style="width: 25%; height: 30px;"></td> <td style="width: 25%; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					月	日	曜日						月	日			<p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>○本証は、本人以外は使用できません。 必ず見易い処に着用の事</p> <p>○本証は再発行しませんので、大切に して下さい。</p> <p>○当組合では事故の補償はしませんの で、釣りの際は注意して下さい。</p>
月	日	曜日															
月	日																

表

年 釣 遊 漁 承 認 証

裏

漁 場 区 域 No.0000000000

木曾川・関電立置堰堤の下流端より上流、  
主要地方道中津川田立線と岐阜県・長野県  
との交差点南端と中津川市山口五番地の1の  
北東端を結ぶ線まで

年釣遊漁承認証 00,000 円  
有効期限 平成 00 年 12 月 31 日  
発行年月日 平成 年 月 日

写 真

〒	
住所	
氏名	
Tel	

高校生・身障者番号・高齢者生年月日  
( )

指定販売店名 ④  
恵那漁業協同組合 Tel0573-65-5118

注意事項

○本証は、本人以外は使用できません。  
必ず見易い処に着用の事

○本証は再発行しませんので、大切に  
して下さい。

○当組合では事故の補償はしませんの  
で、釣りの際は注意して下さい。

○阿木川ダム湖のにじますはキャッチ&  
リリースです。釣ったら再放流をお願い  
します。

表

日 釣 遊 漁 承 認 証

裏

◎

No.0000000000

平成〇年度・雑遊漁承認証(日釣証)

	月		日	曜日

遊漁料金 0000 円現場の場合は 0000 円増しとす  
る

減免の場合、高校生・身障者番号・高齢者生年月日  
( )

取扱者 ④

発行者 恵那漁業協同組 Tel  
0573-65-5118

監視確認証

	月		日
--	---	--	---

注意事項

○本証は、本人以外は使用できません。  
必ず見易い処に着用の事

○本証は再発行しませんので、大切に  
して下さい。

○当組合では事故の補償はしませんの  
で、釣りの際は注意して下さい。

○阿木川ダム湖のにじますはキャッチ&  
リリースです。釣ったら再放流をお願い  
します。



別記様式第2号（第14条関係）

漁場監視員証

表

<p>漁 場 監 視 員 環 境 監 視 員</p>	
<p>下記の者は、当組合の監視員であることを証明する。</p>	
<p>写 真</p>	<p>住 所 _____</p>
	<p>氏 名 _____</p>
	<p>生年月日 _____</p>
<p>有効期限 平成      年      月      日</p>	
<p>発 行 恵 那 漁 業 協 同 組 合</p>	

裏

<p>なし</p>
-----------

## 遊漁証裏面に記載する事項の参考例

### ○注意事項

- ・遊漁者は、漁業権が設定されている河川・湖沼（以下「河川等」という。）において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき、遊漁料を納付しなければなりません。
- ・この河川等において、当組合では、遺伝的多様性を維持するために在来種の放流を行っています。独自に放流を行いたい方は、当組合に事前に御相談ください。
- ・遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守してください。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには最寄りの漁協事務所（電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）まで御一報下さい。
- ・遊漁料を納付し、遊漁承認認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、御協力ください。
- ・漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることが出来ます。その場合は、速やかに指示に従ってください。
- ・この河川等の漁業権対象種は、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇です。遊漁承認認証に記載されている漁業権対象魚種以外の魚種を採捕しようとする場合、別途当該魚種の遊漁証承認が必要となります。

### ○当組合が行っている増殖事業

- ・当組合が行っている増殖手法は、産卵床の造成、稚魚・成魚・発眼卵胞流、禁漁区の設定及び下流からの汲み上げ放流です。
- ・この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、岐阜県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示数量に基づいています。

### ○当組合が行っている漁場管理

- ・遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。
- ・この河川は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用出来る様配慮しています。御意見等がありましたら、最寄りの漁協事務所（電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）まで御連絡ください。
- ・当組合は、漁場管理を行うため資源管理に加え、遊漁者の採捕数の把握、産卵床の数、稚魚の数などモニタリング調査を行っておりますので御協力ください。

(認可の日)

附 則

この規則は、平成6年1月1日から施行する。  
この規則は、平成8年3月25日から施行する。  
この規則は、平成9年3月28日から施行する。  
この規則は、平成10年4月1日から施行する。  
この規則は、平成11年3月26日から施行する。  
この規則は、平成13年4月1日から施行する。  
この規則は、平成16年1月1日から施行する。  
この規則は、平成17年6月17日から施行する。  
この規則は、平成18年6月27日から施行する。  
この規則は、平成19年6月21日から施行する。  
この規則は、平成20年5月22日から施行する。

現場加算の増額

この規則は、平成21年5月18日から施行する。  
この規則は、平成26年1月1日から施行する。漁業権免許更新  
この規則は、平成27年5月15日から施行する。釣り専用区変更  
(栗本街道9/20まで→10/20まで。知原橋→青木戸川合流点)  
この規則は、平成28年5月18日から施行する。

◎平成27年総代会にて変更した個所

第7条 釣り専用区 付知川 ①知原橋から下流、さるとびの落ち込みまで  
→青木戸川合流点から下流、さるとびの落ち込みまで に変更  
②岡山橋から上流、見佐島橋下流500mまでの区域  
1/1から9/20.17時まで→1/1から10/20.17時まで に変更

第11条 特定釣り漁場 阿木川 上河原えん堤から上流、頭首工までの区域 を削除

◎平成28年総代会にて変更した個所

第6条 禁止区域 黒川谷・袖谷 稻荷平橋から上流の区域 → 新黒川橋から上流の区域

第10条 遊漁料の額及び納付方法

遊漁料金の値上げ・70歳以上の減免廃止 平成29年から施行

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		日釣現場加算額
		日 釣	年 釣	
あ ゆ	手釣,竿釣	3,200円	12,500円	3,000円
雑 魚	手釣・竿釣	1,100円	5,300円	1,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、高校生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		日釣現場加算額
		日釣	年釣	
あゆ	心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、女性の者	1,600円	6,250円	3,000円
	高校生以下	無料	無料	—
雑魚	心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、女性の者	550円	2,650円	1,000円
	高校生以下	無料	無料	—

※ 高校生以下の無料化は平成28年から随時実施